

## 会議結果報告書

会議名称	第18回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年5月20日(土) 13:00~18:00 STV北2条ビル6階会議室
出席委員	17名出席(8名欠席)
次回開催	平成18年5月27日(土) 15:00 WEST19 研修室A・B・C

議題	意見等
<b>1. 開会</b> (1)事務局からの報告  (2)子ども委員会からの報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終答申書手交式は、平成18年5月30日(火) 16:30から。</li> <li>・集合時間は15~20分前を予定。所要時間は20分程度。</li> <li>・先日、校長・園長による条例に関する意見交換会が行われ、事務局職員がオブザーバーとして参加した。全体の主な意見については、配布資料「子どもの権利条例制定に係る意見」にまとめた。</li> <li>・検討委員会の案(第3章「子どもにとって大切な権利」)を読んで、11人から意見が出された(配布資料:大切な権利意見シート)。</li> <li>・5月18日に第6回の子どもの委員会が開催され、権利侵害をテーマにして話し合った。</li> </ul>
<b>2. 最終答申書(案)の検討</b> (1)第1章 総則	目的について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの最善の利益」という観点を盛り込んでどうか。</li> <li>・これまでは、子どもにとって何が最も良いことなのか、大人だけで考えることが多かった。「子どもの最善の利益」は条約の中でも大事な観点であり、文言としては出てこないが、主旨は最終答申の関係項目に盛り込まれている。</li> <li>・「責務」に盛り込むことも考えられる。</li> <li>・「最善の利益」を文言として書き込むかどうか、正副委員長が検討する。</li> </ul>
(2)第2章 権利普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・園長の意見交換会では、権利学習によって権利の調整ルールを身に付ける大切さについて意見が出ていた。</li> <li>・調整ルールの主旨は、最終答申書全体の主旨として盛り込まれている。</li> </ul>
(3)第3章 子どもにとって大切な権利	自分らしく生きる権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ありのまま」と「わがまま」が同じことだと誤解される心配はないと思う。</li> <li>・「わがまま」を認める条例はあり得ないことは、子どもにとっても常識である。</li> <li>・「ありのままの自分でいられること」は、前回の検討委員会では権利の個別項目として規定していたが、今回の案では「自分らしく生きる権利」のリード文に移されている。リード文に記載して、「自分らしく生きる権利」全体に共通する考えであることを明示の方がよい。</li> <li>・解説の最後、子どもの権利条約第30条の小見出しは外務省訳を引用して「原住民」と記載しているが、「先住民」としてもよいのではないかと。</li> </ul> 豊かに育つ権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」について、雪国の規定は、必要ないと思う。</li> <li>・雪に親しむこと、雪の暮らしをポジティブに評価したいという思いを込めている。</li> <li>・スキー学習の機会が減ったり、雪かきの体験が減ったりしているという話から、条文化された経緯がある。</li> <li>・雪で遊ぶだけでなく、雪かきなども含む意味で「雪国の暮らし」が良いと思う。</li> <li>・「雪国」の規定については、正副委員長で検討する。</li> </ul> 参加する権利 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「表明した自分の思いや考えは尊重され、年齢や成長に応じて大切にされること」について、「年齢や成長に応じて」という表現が、年齢の低い子どもは意見表明権が制約されるかのような限定的な印象を子どもに与える。削った方がよいのではないかと。</li> <li>・子どもには、年齢や成長に関わらず、思いや考えを表明し尊重される権利がある。そのうえで、子どもの思いや考えは、年齢や発達に応じて考慮される。これは、大人</li> </ul>

	<p>が、子どもの最善の利益を実現しなければならないことを意味している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・案の表現にした理由としては、1.言葉に表現できない乳幼児などの意見も聞く、2.もし意見が通らない場合は、子どもと大人が十分に話し合うことを想定している、などがある。</li> <li>・条文が、子どもに対して、限定的な意見表明権という印象を与えるのであれば、検討委員会の主旨とは異なるので、「年齢や成長に応じて」という表現は削除した方がよい。解説に委員会としての思いや考え方をきちんと書く。</li> <li>・「尊重すること」、「大切にすること」という表現をどのように整理するかについては、正副委員長で検討する。</li> </ul>
(4)第4章 生活の場における権利保障	<p>家庭における権利保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の案の「第一の責任者」という表現では、前回案の「第一義的な」という表現と比べて、保護者の役割を重くした印象を受ける。また、他の表現として考えられる、「主要な」「重要な」等では、保護者の役割がぼやけてしまう。</li> <li>・前回案の「第一義的」という表現が難しいと考えて「第一の」に変更した。意味を変えることは本意ではないので、「第一義的な責任者」という表現に戻す。</li> </ul> <p>育ち学ぶ施設における権利保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「不利益な扱い」では誤解を招くので、「処分や不利益な扱い」と分けて書く。</li> <li>・表題は「子どもに対する処分等の手続」とする。</li> </ul> <p>参加・意見表明の機会の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・園長の意見交換会の意見では、「…子どもが施設の活動・行事・運営等について、意見を表明し、参加する…」について、クラブ活動や児童会活動など範囲を明記した方がいいのでは、との意見があった。</li> <li>・子どもの参加は学校以外での参加も含まれるため、解説も含めて、学校だけに限定した記述は避けるべき。</li> </ul> <p>子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長・園長の意見交換会の意見には、大人の権利の保障を「子どもの権利条例」の中で規定することに対する疑問もあった。</li> <li>・解説に最終答申案6ページの最後「大人に対する重層的な支援」の一環であることを明記してはどうか。</li> </ul> <p>子どものそれぞれの状況に応じた権利保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例示が限定的な印象を与える。家族構成などを理由とした差別は含まれるのかどうか分からない。</li> <li>・第6節で提示している「障がい、民族、国籍、性別など」は、それぞれの状況の例であり、限定するものではない。本節には、家族構成等の違いを尊重しあうことも含まれる。</li> <li>・第1項で差別の理由などを細かに整理してはどうか。</li> <li>・「～など」という表現ではなく、「～をはじめとした状況を理由とした差別～」とした方が、例示ということがはっきりするのではないか。</li> <li>・表現については、正副委員長で検討する。</li> <li>・本節に対応する第3章1「安心して生きる権利」の文言もあわせて表現を見直す。</li> </ul>
(5)第5章 子どもの権利侵害からの救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終答申書（案）に対する修正意見等なし。</li> </ul>
(6)第6章 施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終答申書（案）に対する修正意見等なし。</li> </ul>
(7)第7章 子どもの権利保障の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項には職務以外も規定されているので、表題「専門委員会の職務」を「専門委員会の職務と構成」などに変更する。</li> <li>・子どもオンブズパーソンと子どもの権利専門委員会について、校長・園長の意見交換会では、詳細は別条例等で定め、子どもの権利条例では理念を規定するべき、という意見があった。</li> <li>・検討委員会も、オンブズパーソンの詳細は別条例、専門委員会の詳細は規則等で、それぞれ定めることにしている。</li> </ul>
(8)前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実効性のある条例を目指した」、「子どもの権利の広報を重視している」といった内容は盛り込まなくても良いのか。</li> <li>・前文では、条例の内容を要約するというよりも、条例に対する思いを表現しようとした。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの権利を大切にす日本国憲法」は、憲法のどの条項を受けたものか。</li> <li>・前文、第9条、第13条、第26条などで、平和・個人の尊重・教育を受ける権利などが規定されている。第98条で条約が国内で遵守されることを定めており、子どもの権利条約が国内で効力を持つことは、憲法によって規定されている。</li> <li>・日本国憲法ができた時には、「子どもの権利」は意識されていなかったと思うが、現在の憲法解釈においては、憲法が保障する権利に子どもの権利が含まれると考えられている。</li> </ul>
(9)最終答申書 (p1～p6) について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権」という言葉が使われているが、原則として「子どもの権利」を使うべきではないか。</li> <li>・1ページ目第2段落、「条約は大人に子どもを大切にすることを～」は、「子どもの権利を大切に」としたほうがいいのではないか。</li> <li>・1ページ目第6段落、4行目「具体的な施策を展開していくこととなりました。」は、「具体的な施策を展開してまいりました。」としてはどうか。</li> <li>・2ページ目の意義は、「自立した社会性を身につけた大人への育成」は、「大人への成長」としてはどうか。</li> <li>・3ページ目第2段落4行目「そもそも、子どもには大人と違った特別な『義務』というものがあるのでしょうか」については、中間答申の3ページ(3)11行目「何かの義務を果たすことを条件に認められるようなものではなく、人間が人間として生まれた以上、誰に対しても無条件で認められるものなのです」という内容とした方が良くないか。</li> <li>・5ページ「子ども委員会」の活動を、もう少し詳しく記述した方が良くないか。</li> </ul> <p>指摘箇所については、正副委員長が検討することとした。</p>
2.事務局からの連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の検討委員会は、5月27日(土)15:00～WEST19</li> <li>・最終答申書に対する意見は、5月22日(月)までに事務局へ。その後、正副委員長の確認を受けて、事前に各委員に送付する。</li> </ul>